

燕・弥彦総合事務組合告示第 6 号

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び燕・弥彦総合事務組合財務規則（平成18年規則第42号）第139条第1項の規定により一般競争入札を実施します。

平成23年4月21日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

1. 入札に付する事項

- (1) 物品番号 第23-9号
- (2) 購入物品及び数量
ア 品名 はしご付消防自動車一式
イ 数量 1台
ウ その他 別記「仕様書」参照
- (3) 物品購入の特質等 別記「仕様書」に指定するもの。
- (4) 納入期限 平成23年10月31日（月）
- (5) 納入場所 燕・弥彦総合事務組合消防本部

2. 入札に参加する者に必要な資格事項

- (1) 告示日現在において、平成22・23年度燕・弥彦総合事務組合入札参加登録者名簿に登録・認定されている者。
- (2) 告示日現在において、当該物品に対し平成元年度から新潟県内の消防本部において納入実績がある者。
- (3) 本件の公告の日から入札日までの期間において、新潟県知事及び燕・弥彦総合事務組合管理者燕市長からの指名停止期間でない者。

3. 入札に関する事項

- (1) 落札者が万一契約をしない場合は、これによって生じる損害の賠償を求めることができる。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 物品の競争入札において、最初の入札額のすべてが予定価格を上回ったときは、当該入札の最低金額及びその業者名を公表したのちに、再入札を執行する。
- (5) 代理人が入札する場合は委任状を提出すること。
- (6) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札とする。
- (7) 物品代金の支払
 - ア 燕・弥彦総合事務組合財務規則（平成18年燕・弥彦総合事務組合規則第42号）の定めるところによる。
 - イ 前金払 請求できない
 - ウ 部分払 請求できない
- (8) 契約保証金 免除する。
- (9) 入札保証金 免除する。
- (10) 最低制限価格 設定しない。
- (11) 積算内訳書 提出を要する。

4. 入札日時及び場所

平成23年5月10日（火）午後2時00分

燕・弥彦総合事務組合防災センター2階 情報連絡室

5. 入札参加申し込みに必要なもの

- (1) 一般競争入札参加申請書（別記第1号様式） 一部
- (2) 製造元の品質管理システム（ISO認証取得）構築の書類の写し 一部
- (3) 代理店が入札参加する場合は、製造元の代理店証明書 一部

6. 申込みの締切り

平成23年4月27日（水）午後3時まで

7. 参加資格の確認の通知

参加資格を有しない場合は、平成23年5月2日(月)午後3時までに通知する。

8. 仕様書等の質問

質問については、平成23年4月27日(水)午後3時までに質問書(任意様式)を直接総務課へ持参するかまたはFAXにより送信すること。なお、FAXにより送信する場合、送信後、必ず確認のため総務課へ電話連絡を行うこと。

回答については、5月2日(月)午後3時までにFAXにより行う。

9. 契約の締結

契約の締結については、燕・弥彦総合事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく燕・弥彦総合事務組合議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約とする旨の内容の仮契約を締結する。

10. その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札の実施については、燕・弥彦総合事務組合等の関連する法令及び規則等の定めるところによる。
- (2) 入札参加申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された入札参加申請書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された入札参加申請書類等は返還しない。
- (5) 仕様書の閲覧、参加申請書の提出及び問い合わせ先

〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首408番地1

燕・弥彦総合事務組合消防本部総務課(事務局財政係)

TEL 0256-92-1119 FAX 0256-92-1129